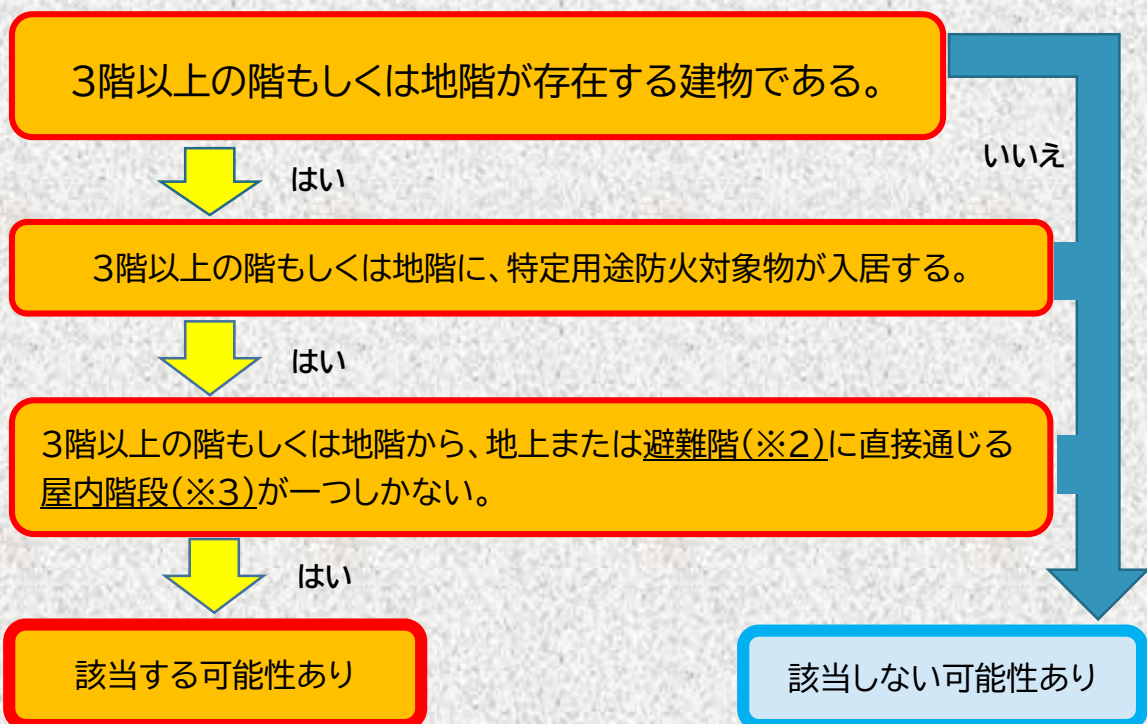


# 特定一階段等防火対象物について

## 特定一階段等防火対象物とは

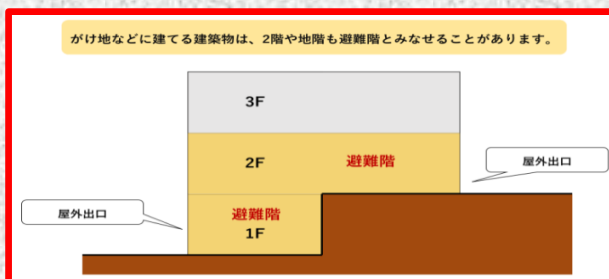
3階以上の階もしくは地階に特定用途防火対象物(※1)があり、そこから地上へ直接避難可能である屋内階段が一つしかない建物を言い、通常の建物に比べて消防法令が厳しくなっています。

あなたの所有・利用している建物が特定一階段等防火対象物に…



※1 特定用途防火対象物とは、飲食店・物販店・病院・福祉施設・宿泊施設など、不特定多数の方が出入りする建物が該当します。

※2 避難階とは、直接地上に出られる階です。1階が多いですが、傾斜地などでは1階以外が避難階になることがあります。



避難階の例

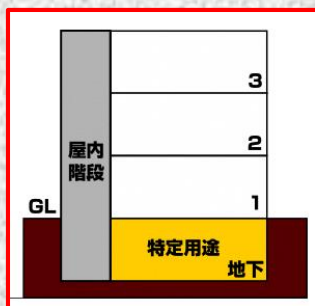
※3 屋外階段は該当しません。屋内階段でも、一定の要件を満たすものであれば該当しない場合があります。

### 特定一階段等防火対象物の例

#### 該当する例



3階に特定用途

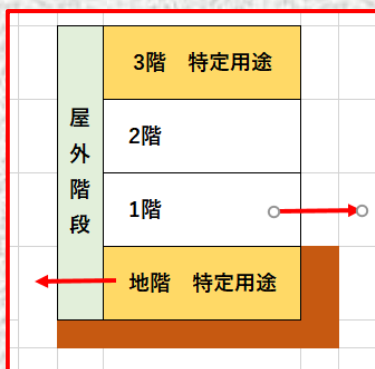


地階に特定用途



2階段だが、建物内の往来不可

#### 該当しない例



1階段だが、屋外階段の場合(地階からも直接屋外に出られる)。

### 特定一階段等防火対象物になると・・・

- 1 自動火災報知設備の設置が原則必要になります。
- 2 自動火災報知設備の受信機・感知器の設置基準が厳しくなります。
- 3 避難器具が必要である場合、設置基準が厳しくなります。
- 4 防火対象物点検報告が必要となる可能性があります。

詳しくは、以下の連絡先にご相談下さい。

岩国地区消防組合 消防本部 予防課 0827-31-0196



→岩国消防 HP